

# 人愛幸せを求めて ⑧

2003~2012  
国連識字の10年

すべての人々に教育を

## もしや児童虐待では？と感じたら

### 子どもの生命と未来を守るために

11月は、児童虐待防止推進月間です。核家族化の進行や日常生活で、地域とのかかわりが薄くなったことなどから、家庭が社会から孤立し、

他人に知られないまま行われている児童虐待が増加しています。

児童虐待には、暴力による身体的虐待、暴言による精神的虐待のほか、食事を与えないなどの育児放棄（ネグレクト）もあります。

増え続ける児童虐待に対応するため、国では、児童虐待防止法などを改正し、今年4月から、児童虐待に関する連絡・相談の窓口を、市町村にも設置することになり、市でも窓口を設置しています。また児童虐待と特定できなくても、疑いがあれば、誰でも連絡・相談しなければならぬことになりました。

「子どもの大きな泣き声がある」「親のどなり声がよくある」など、児童虐待の疑いは、さまざまです。しかし、「人のしつげに、とやかく言うのは」「連絡をしたら逆恨みされそう」と思い、対応が遅れると、子どもの生命に関わる危険性もあり

ます。

連絡・相談して、間違いであつても責任を問われることはありません。また連絡者の名前を外部に漏らすことは絶対にありません。

子どもの、つらい苦しい思いに気づき、次代を担う子どもの権利を守っていきましょう。あなたの行動が子どもや保護者を救うことにつながります。

#### 児童虐待の窓口

子育て支援課 ☎08486760

45 ☎0848642130

夜間・休日 ☎084864211

1 ☎0848642130

(人権啓発広報編集委員会)

#### 人権啓発パネル展

とき 12月1日(木)~10日(土) 9時~18時30分  
ところ 人権文化センター(長谷町)  
テーマ 障害のある人が一人の人間として当たり前にする社会をめざして  
問い合わせ先 人権文化センター ☎0848661111

#### 児童虐待防止推進月間標語

気づいたら 支えて 知らせて 見守って



#### 《相談内容》

携帯電話で音楽サイトを見ているとき、そこにある接続先をクリックしたら、アダルトサイトにつながり、登録したことになりました。「情報を4日以内に4万円支払え」とメールがきたので、解約の電話をしましたが、解約できず、相手に携帯電話番号が知られてしまいました。留守番電話に「料金を支払え」というメッセージが残っていました。どうしたらよいでしょうか。

#### 《アドバイス》

携帯電話や、パソコンから接続したサイト上で、利用者の申し込みや承諾の意思の有無について、確認を求める措置が取られている場合や、サイトを利用するつもりで、申し込みボタンをクリックするなどの操作をした場合、契約が成立する場合があります。

#### 音楽サイトを見ていてアダルトサイトへ

登録するつもりはなかったのに、クリックしただけで登録になるような場合は、契約が成立したことにはならず、料金を支払う必要はありません。

請求の電話がかかってきても、着信拒否などの設定をし、き然とした態度で無視しましょう。住所、名前、自宅の電話番号、親の勤務先などの個人情報、絶対に漏らさないように注意しましょう。

知らない人からのメールは開かない、またそのようなメールに記載されたアドレスには、不用意にアクセスしないことが大切です。

#### 消費生活相談室

☎0848676410

とき 土・日曜日、祝日を  
除く 月~金曜日  
10時~16時  
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

11日(金) 10時~12時

大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課  
☎0848676072  
☎084864103